

議第 5 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 2 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

教育委員会事務局の組織再編に伴い、所要の規定整理を行うため。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

組織改正に伴い所要の改正を行うもの。

2 施行日

令和3年4月1日

3 改正の内容

○教育総務課

課内にICTを活用した教育を推進するための事務を分掌する「ICT教育推進室」を設置（第3条、第3条の2）

○教育管理課

管理指導監の担当事務の追加（第8条の4の2）

○教育財務課

「情報基盤管理係」を教育総務課ICT教育推進室の「情報基盤係」へ移管（第2条、第3条）

○教職員課

「高等学校係」を「高等学校・特別支援学校係」へ名称変更（第2条）

○教育研修課

「情報研修係」を教育総務課ICT教育推進室の「研修係」へ移管（第2条、第3条）

○学校安全課

各地域に設置している「地域担当指導主事」の総括やいじめなど重大事案発生時の岐阜・西濃地区における初動対応にあたるため、「生徒指導係」を分割し、「地域支援係」を設置する（第2条）

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和二十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育財務課の項中「、情報基盤管理係」を削り、同表教職員課の項中「管理調整係」の下に「、免許係」を加え、「高等学校係」を「高等学校・特別支援学校係」に改め、「、免許係」を削り、同表教育研修課の項中「、情報研修係」を削り、同表学校安全課の項中「生徒指導係」の下に「、地域支援係」を加える。

第三条の表教育総務課の項中第二十一号を第二十四号とし、第二十号の次に次の三号を加える。

二十一 ICTを活用した教育に関する企画立案及び調整に関すること。

二十二 教育に関する情報基盤の管理に関すること。

二十三 ICTを活用した教育に係る研修に関すること。

第三条の表教育財務課の項第七号を削り、同表教育研修課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第三条の二第一項の表教育総務課の項中

教育対策調整室	教育対策調整係	を

教育対策調整室	教育対策調整係	に
ICT教育推進室	ICT教育企画係、情報基盤係、研修係	

改め、同条第二項の表教育対策調整室の項の次に次のように加える。

ICT教育推進室	前条の表教育総務課の項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務
----------	---------------------------------

第六条の二第二項中「本庁の」の下に「必要と認める」を加える。

第八条の四の二第二項中「及び地域管理監」を削り、「処理する」の下に「ほか、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 地域管理監は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（新）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教育財務課	管理経理係、助成係、施設係、技術係
教職員課	管理調整係、免許係、小中学校係、高等学校・特別支援学校係、給与係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、研修第一係、研修第二係
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、地域支援係、教育相談係

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から二十まで 略 二十一 ICTを活用した教育に関する企画立案及び調整に関すること。

（旧）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教育財務課	管理経理係、助成係、施設係、技術係、情報基盤管理係
教職員課	管理調整係、小中学校係、高等学校係、給与係、免許係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、研修第一係、研修第二係、情報研修係
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、教育相談係

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から二十まで 略

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

教育総務課	課	
	室	係
福利厚生室	教育対策調整室	教育対策調整係
ICT教育推進室	ICT教育企画係、情報基盤係、研修係	ICT教育企画係、情報基盤係、
教職員課	厚生係、健康管理・公務災害係	

(課内室の設置及び分掌事務)
 第三条の二 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

教育研修課	一 略	
	二 略	
	三 略	
	四 略	
教育財務課	一から六まで 略	
		二十一 教育に関する情報基盤の管理に関すること。
		二十三 ICTを活用した教育に係る研修に関すること。
		二十四 略

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

教育総務課	課	
	室	係
福利厚生室	教育対策調整室	教育対策調整係
教職員課	厚生係、健康管理・公務災害係	

(課内室の設置及び分掌事務)
 第三条の二 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

教育研修課	一 略	
	二 教育の情報化に関する企画立案及び調整に関すること。	
	三 略	
	四 情報教育に係る児童及び生徒の実習に関すること。	
	五 略	
	六 略	
教育財務課	一から六まで 略	
		七 県立学校の情報基盤の管理に関すること。
		二十一 略

室	教育対策調整室 ICT教育推進室 福利厚生室	分	前条の表教育総務課の項第二十号に掲げる事務 前条の表教育総務課の項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務 前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給及び退隠料に関する事務）	掌	事務
---	------------------------------	---	--	---	----

第四条から第六条まで 略

2 第六条の二 本庁の必要と認める課に管理調整監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 略

第六条の三から第八条の四まで 略

2 第八条の四の二 略
2 管理指導監は、上司の命を受け、その担当事務を処理するほか、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する。

3 地域管理監は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

第三章から第五章まで 略

附則 略

室	教育対策調整室 福利厚生室	分	前条の表教育総務課の項第二十号に掲げる事務 前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給及び退隠料に関する事務）	掌	事務
---	------------------	---	---	---	----

第四条から第六条まで 略

2 第六条の二 本庁の 課に管理調整監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 略

第六条の三から第八条の四まで 略

2 第八条の四の二 略
2 管理指導監及び地域管理監は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

第八条の五から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附則 略